

I 目的・趣旨

すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、質の高い学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の充実を図る。

II 法案のポイント

1. すべての子どもに良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援する。

- (1) 施設型給付と地域型保育給付の創設
 - 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付 — 「施設型給付」
 - 小規模保育、家庭的保育などへの給付 — 「地域型保育給付」
- (2) 認定こども園制度の改正
 - 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置付け
 - 既存の幼稚園及び保育所からの移行に義務付けず、政策的に促進
 - 幼保連携型認定こども園の設置主体は、国・自治体・学校法人・社会福祉法人のみ
 - 認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一体化
- (3) 地域の実情に応じた子ども・子育て支援
 - 市町村が地域の実情に応じたサービスを提供する

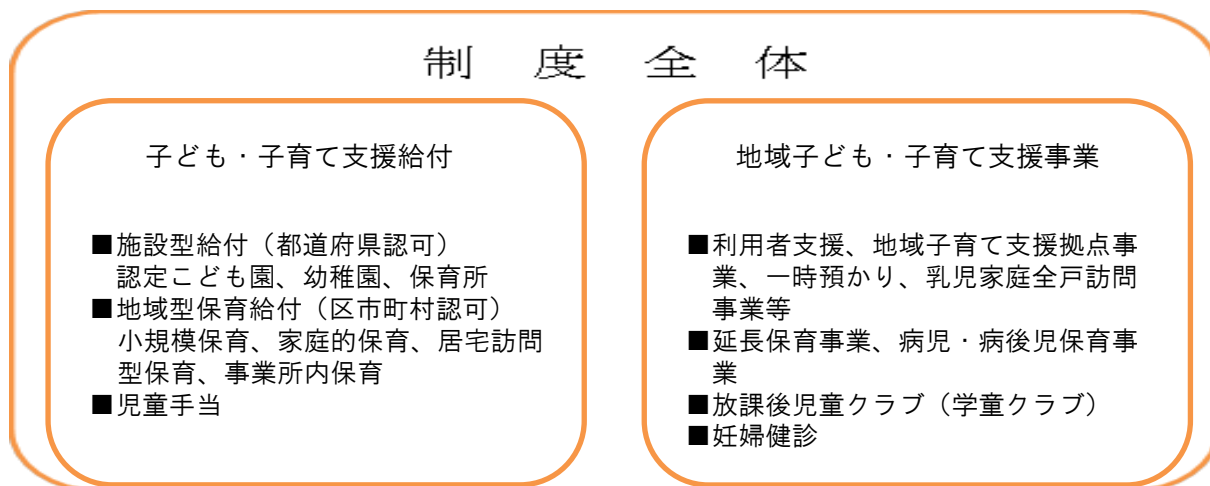
2. 新たな一元的システムの構築

- (1) 基礎自治体（市町村）が実施主体
 - 地域のニーズに基づき計画を策定し、給付・事業を実施する。
 - 国、都道府県は、実施主体である市町村を重層的に支える。
- (2) 社会全体による費用負担
 - 国及び地方の恒久財源の確保を前提とする。
- (3) 政府の推進体制・財源を一元化
 - 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を一元化する。
 - 財源を給付・事業に応じて一元化する。
- (4) 子ども・子育て会議の設置
 - 子ども・子育て関係者で組織し、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして会議を設置する。

子ども・子育て支援新制度について

Ⅲ 教育・保育給付の導入

新しい制度では、行政が保護者に提供するサービスとして次の二つに大別されます。
「子ども・子育て支援給付」は、国が統一的な基準等を設けて市町村がサービスを行います。
「子ども・子育て支援事業」は、市町村が地域の実情に応じたサービスの提供を行うこととなります。



Ⅳ 認定こども園

1. 認定こども園の機能

- (1) 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する。
- (2) 地域における子育て支援を行う。
- (3) 4つの類型
 - ①幼保連携型 : 認可幼稚園と認可保育所が連携して一体的な運営を行う。
 - ②幼稚園型 : 認可幼稚園が保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど保育的機能を備える。
 - ③保育所型 : 認可保育所が保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど幼稚園的な機能を備える。
 - ④地方裁量型 : 幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が認定こども園として必要な機能を果たす。

2. 認定こども園の認定基準（※認定基準については、国の子ども・子育て会議で検討中）

- (1) 職員配置
 - ①0～2歳児 : 保育所と同様の体制
 - ②3～5歳児 : 学級担任を配置し、長時間利用に対応可能な体制
- (2) 職員資格
 - ①0～2歳児 : 保育士資格保有者
 - ②3～5歳児 : 幼稚園教諭免許と保育士資格の併有が望ましい。

子ども・子育て支援新制度について

(3) 教育・保育の内容

- ・ 幼稚園教育要領と保育所保育指針の目標が達成されること。
- ・ 小学校教育への円滑な接続に配慮

(4) 子育て支援

- ・ 親子の集う場を週3日以上開設するなど、利用可能な体制を確保

V 市町村の役割

1. 市町村の役割

市町村は、子ども・子育て関連3法に基づく新制度の実施主体としての役割を担い、そのために必要な以下の権限と責務が法律上位置づけられる。

- ・ 子どもや家庭の状況に応じた給付の保障、事業の実施
- ・ 質の確保された給付・事業の提供
- ・ 給付・事業の確実な利用の支援
- ・ 事業の費用・給付の支払い
- ・ 計画的な提供体制の確保・基盤整備

(1) 計画の策定と実施

国が定める「基本方針」に基づき、地域での潜在ニーズも含めた子ども・子育てに係るニーズを把握した上で、地域内における新制度の給付・事業の需要見込量、提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込んだ「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定する。本計画をもとに、給付・事業を実施。

(2) 施設・事業の認可等

地域型保育事業者の認可の際、市町村は、市町村計画に基づき需給の状況の確認を行う。また、認可等を受けた施設・事業に対し、利用定員を定めた上で、給付の対象とすることを確認。確認を行った市町村は、適正な給付の維持のため、施設・事業に対し、指導監督を実施。

2. 「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定について

平成27年度～31年度を対象とした「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定し給付・事業を実施。(31年度以降も5年ごとに策定)

(1) ニーズ調査の実施：平成25年度

計画策定にあたっては、国の基本方針に基づきニーズ調査を行い、その結果等を踏まえて、下記について検討する。

- ・ 圏域の設定
- ・ 幼児期の学校教育・保育、子育て支援事業に係る需要量の見込み
- ・ 上記支援事業等に係る提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ・ 幼保一体化を含む子ども・子育て支援の推進方策

子ども・子育て支援新制度について

(2) 子ども・子育て会議の設置

計画策定にあたっては、市町村内の関係当事者が参画する仕組みとして「地方版子ども・子育て会議」を設置し、関係者当事者等の意見を反映させるよう取り組む必要がある。

◆ 滝川市子ども・子育て会議の役割とスケジュール ◆

1 滝川市子ども・子育て会議の趣旨・目的(役割)

(1) 子ども・子育て会議の位置付け

滝川市子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づく、審議会その他の合議制の機関として設置します。

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。(以下略)

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

(2) 子ども・子育て会議の設置趣旨・目的

滝川市子ども・子育て会議では、子育て当事者や子育て支援当事者等の参画のもと、子育てに関するニーズを「子ども・子育て事業計画」等に反映させます。

また、新制度に基づく子ども・子育て支援施策を、滝川市における地域の子どもや子育て家庭の実情を踏まえて実施させるための議論を行います。

【子ども・子育て支援法第77条の規定による、子ども・子育て会議の役割】

- ① 特定教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所)の利用定員の設定について意見を述べること。
- ② 特定地域型保育事業(小規模保育、家庭的保育等)の利用定員の設定について意見を述べること。
- ③ 子ども・子育て支援事業計画の策定・変更について意見を述べること。
- ④ 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

【① ②の「利用定員」について】

・例えば、保育所などに入ることができない待機児童が増えた状況などに対応して、市が計画に基づき、新たに施設の受け入れ枠を増やす場合、施設に認められた定員(認可定員)の範囲内で「利用定員」を設定します。利用定員が決められた施設に対しては、保護者に代わり公費としての「給付費」などが支給されることになります。

【④の「必要な事項及び当該事業の実施状況を調査審議すること」について】

- ・子ども・子育て支援事業計画は、5年を一期として継続的に策定されます。市町村の子ども・子育て会議には、「関係者が政策プロセス(PCDAサイクル)に、政策立案から実行、評価まで一貫して関与する場」としての機能が求められています。
- ・調査審議の内容として、次のことが国から示されています。
- 計画の需給バランスが適切か(需要が過剰に見積もられていないか、不足していないか)
- 費用の使途実績調査や事業の点検評価(運営や自己評価の適切性の確認など)
- 計画について見直すべき部分がないか など

2. 滝川市子ども・子育て会議の進め方

(1) 主な審議事項

滝川市子ども・子育て会議における主な審議事項は、次のとおりです。

- ・ 子ども・子育て支援事業計画（ニーズ調査を含む）
- ・ 給付対象施設の利用定員
- ・ その他、新制度の施行準備にあたり滝川市決定すべき重要事項

これらのほか、新制度に関する国の重要な決定事項、市の進捗状況等については、必要に応じて事務局から報告します。

(2) 審議の進め方

審議事項については、事務局が素案・たたき台を提示して会議で、ご意見を聴き、その内容を反映します。

3. スケジュール

滝川市子ども・子育て会議スケジュール

平成25年度第1回資料			
時 期	子ども・子育て会議	市事務局	国（子ども・子育て会議）
平成25年度 12月10日	第1回会議 (1)子ども子育て新制度概要 (2)ニーズ調査説明	ニーズ調査実施 ↓ 回収・集計作業 ↓ 調査中間報告 ↓ 調査報告書作成 ↓ 北海道へ報告	
3月	第2回会議 (1)事業計画内容説明 (2)計画の基本指針について		認可・運営基準、支給基準 など各種基準制定 ※関係政省令の公布
平成26年度 4月 5月	第1回会議 (1)ニーズ調査報告 (2)事業計画について	事業計画構成作成 ↓ 事業計画素案作成 ↓ 事業計画素案協議 (2～3回協議) ↓ 事業計画案公表 ↓ パブリックコメント ↓ 事業計画決定	
3月	第〇回会議 事業計画報告		

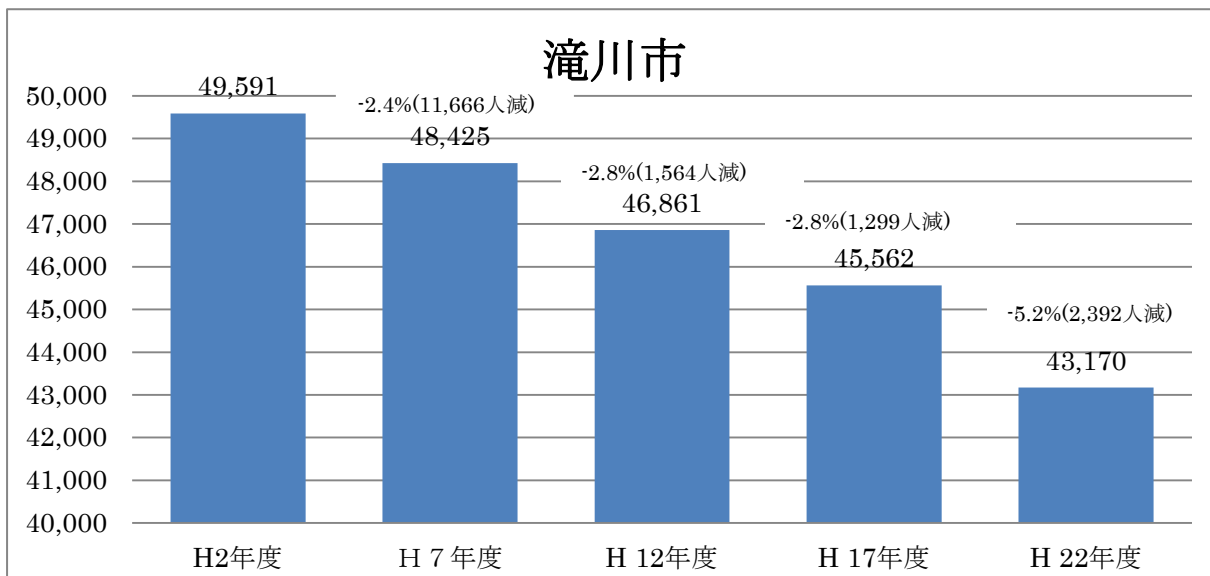
◆ 滝川市における子ども・子育て支援の現状 ◆

1. 人口・世帯の状況

(1) 人口の状況

①人口推移

滝川市の国勢調査による人口は、昭和60年の52,004人をピークに減少し続け、平成2年の国勢調査では5万人を切った。以降調査ごとに2%台の人口減少が続いたが、平成22年の調査では5.2%の減少となった。

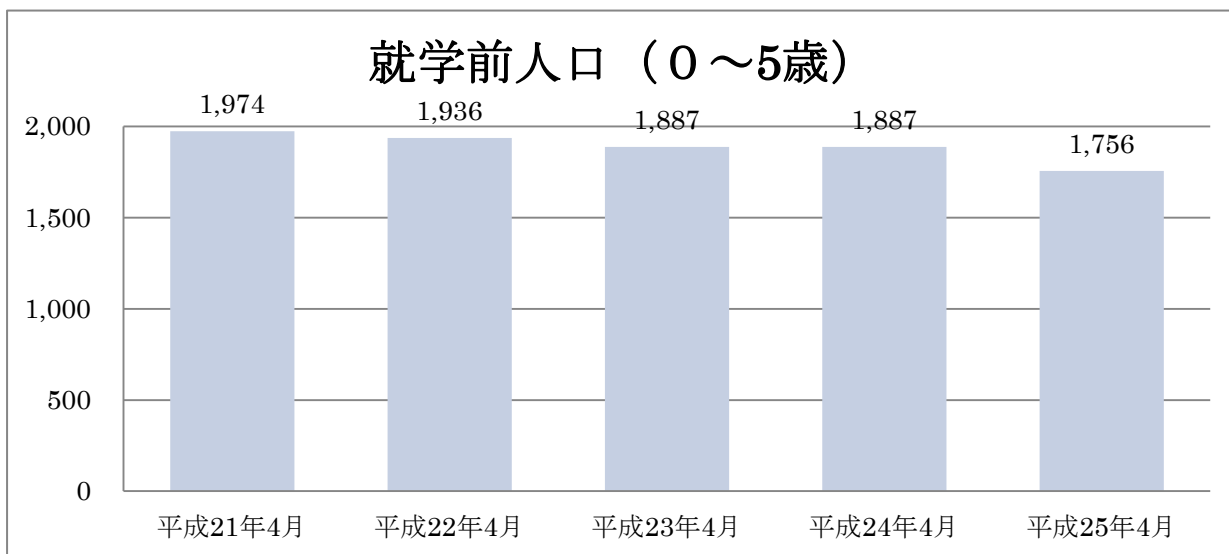


資料：総務省統計局「国勢調査」

② 児童人口

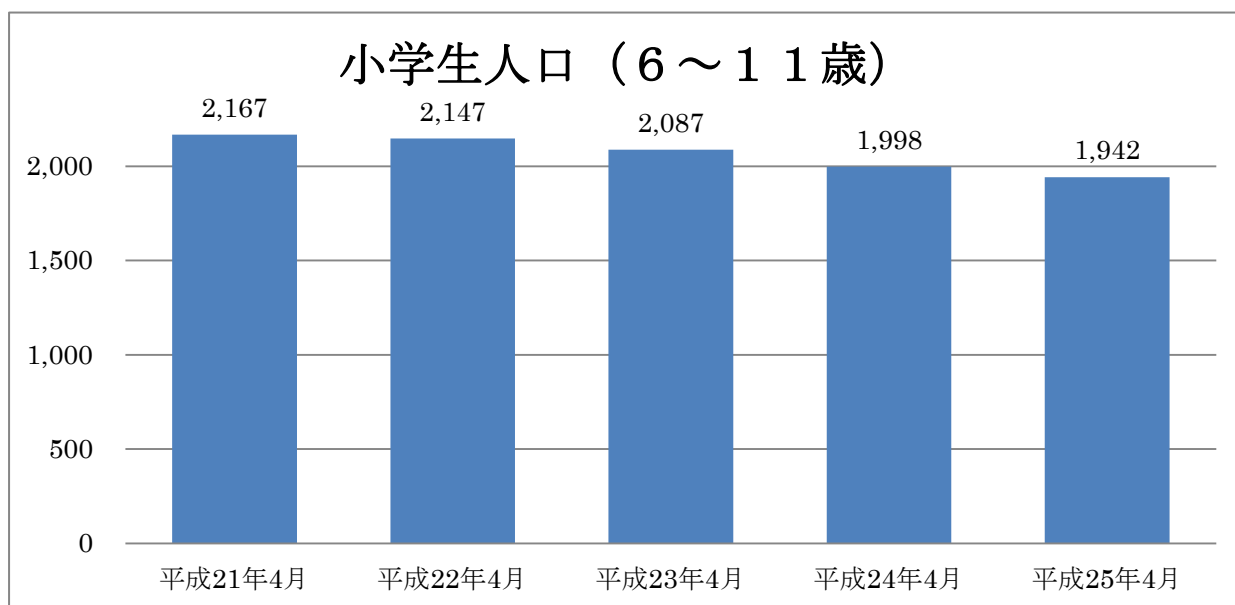
住民基本台帳による児童人口は、平成24年4月の時点までわずかな減少にとどまっていたが、平成25年4月の児童人口は就労人口が前年比6.9%の大幅な減少が見られた。

■ 就学前人口（0～5歳）



資料：滝川市住民基本台帳

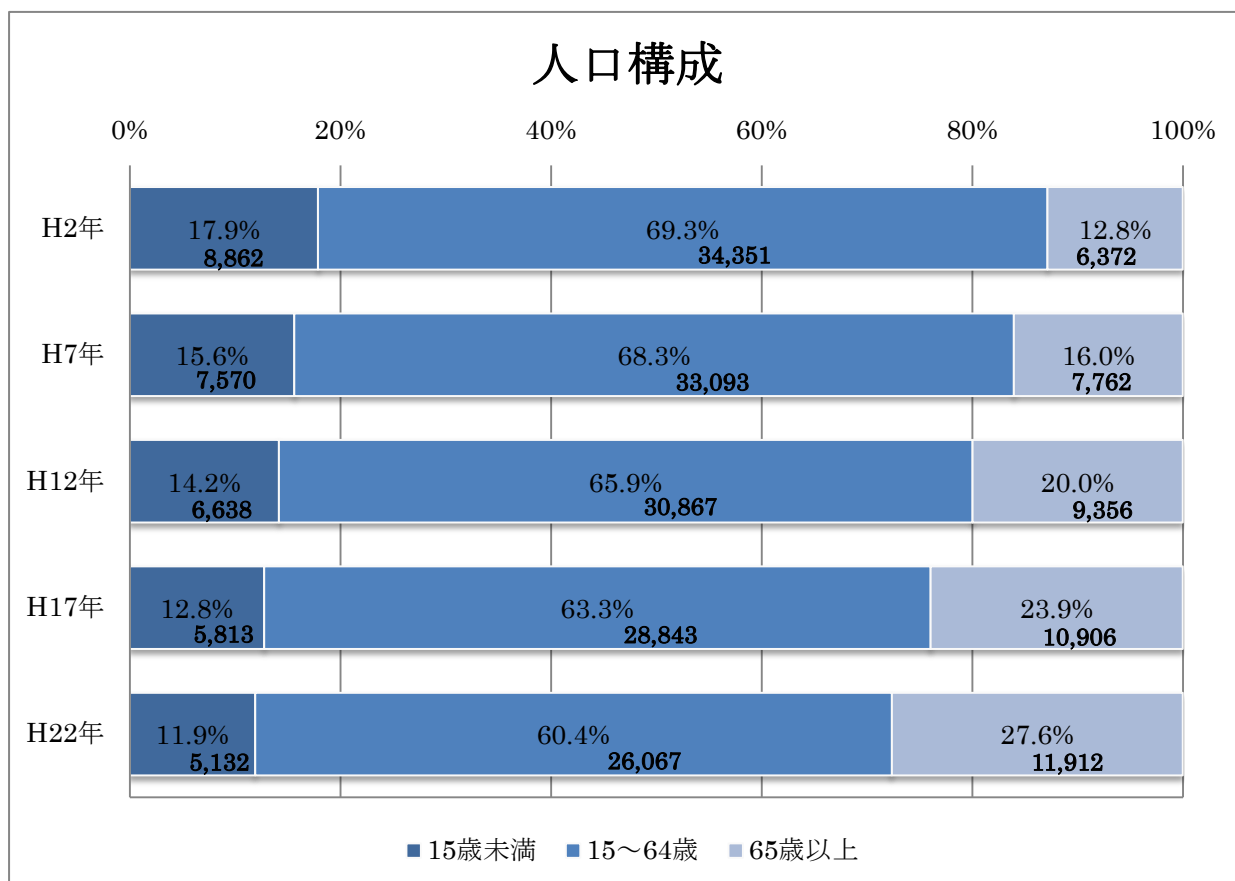
■ 小学生人口（6～11歳）



資料：滝川市住民基本台帳

③ 人口構成

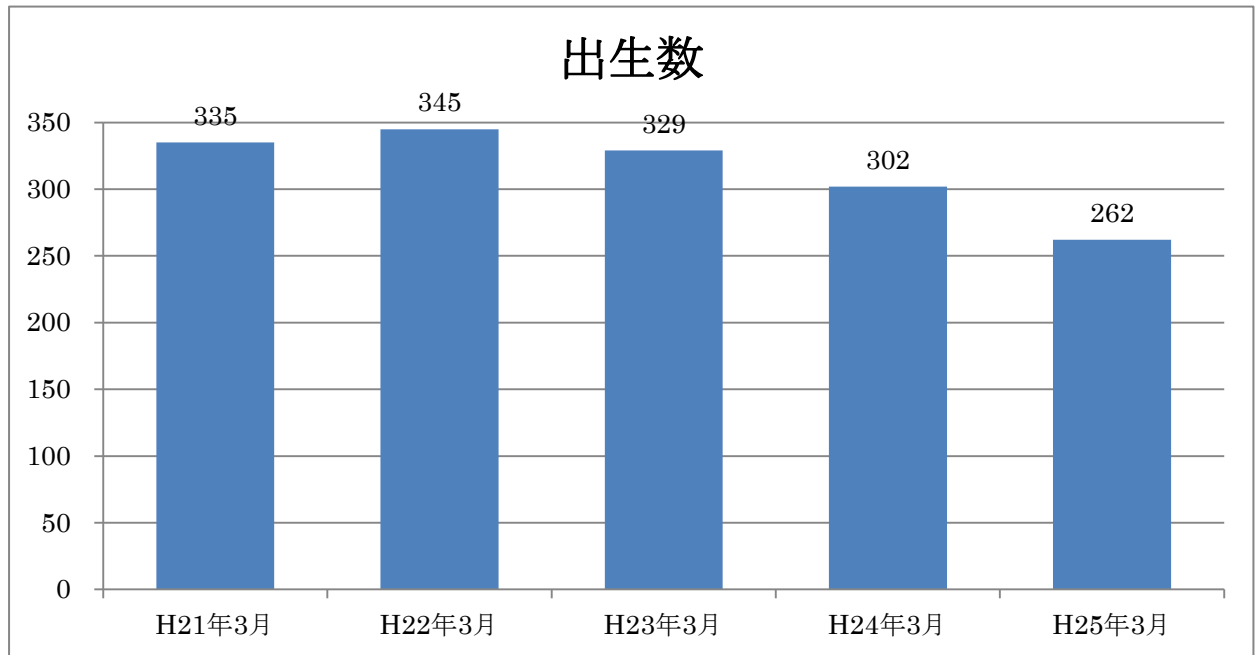
国勢調査による年代別の人口構成は、平成2年と比べ年少人口は3730人減少し、老齢人口は5540人に増加した。平成22年には15歳未満の年少人口が11.9%まで減少し、65歳以上の老齢人口は27.6%と人口の4人に1人を超えた。



資料：総務省統計局「国勢調査」

(3) 出生数

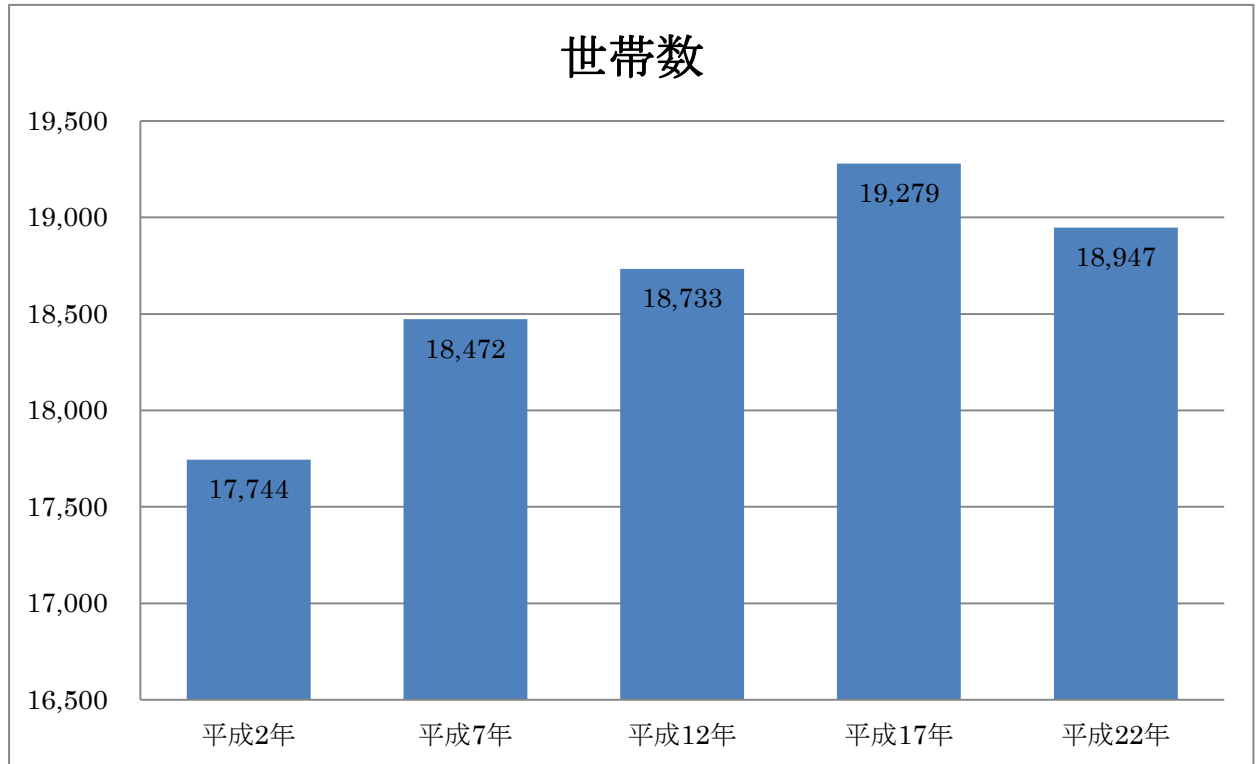
滝川市の出生数は、300 人台を維持していたが、平成 24 年度末の 1 年間の出生数は前年に比べて 40 人減の 262 人となった



資料：滝川市住民基本台帳（3/31 現在）

(4) 世帯数

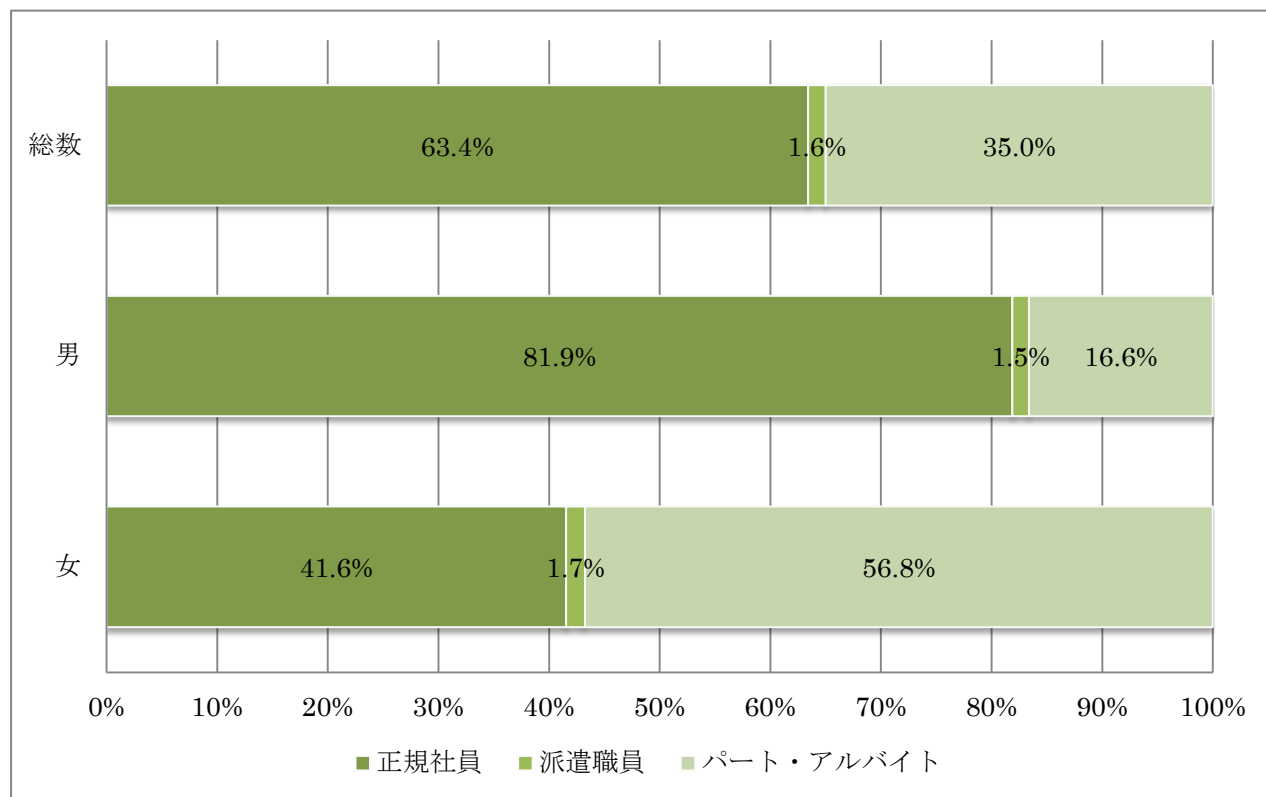
核家族化の進展で世帯数は調査年毎に増加してきたが、平成 22 年の調査で初めて減少した。



資料：総務省統計局「国勢調査」

2. 就業状況（平成 22 年国勢調査）

滝川市における雇用者の就業状況を見ると、男性の 8 割以上が正規社員であるのに比べて、女性は 4 割強にとどまっている。男女雇用機会均等法により、採用時に女性に対する不利は解消されていると思われるものの、配偶者の扶養となっている場合は、あえてパートアルバイトを選択している場合が多いと考えられる。



資料：総務省統計局「国勢調査

3. 教育・保育の現状

(1) 幼稚園

利用者は平成 25 年 12 月 1 日現在

施設名	所在地	定 員	利用児童数
滝川幼稚園	栄町 2 丁目 7 番 13 号	240	262
滝川白樺幼稚園	一の坂町西 1 丁目 1 番 5 号	170	145

(2) 保育所

利用者は平成 25 年 12 月 1 日現在

施設名	所在地	定 員	利用 児童数	乳 児	障 がい 児	休 日	病 後 児	延 長	一 時
中央 保 育 所	明神町 3 丁目 7 番 24 号	80	96	○	○	○	○	○	
中央保育所分園 東栄保育所	東滝川町 3 丁目 1 番 23 号	10	5	○	○				
二の坂保育所	二の坂町東 2 丁目 9 番 9 号	90	92	○	○			○	
一の坂保育所	一の坂町西 3 丁目 7 番 36 号	90	105	○	○			○	○
花月 保 育 所	花月町 2 丁目 5 番 1 号	130	136	○	○			○	○
江部乙保育所	江部乙町西 12 丁目 14 番 13 号	60	44	○	○				
計		460	479	(104.1%)					

(3) その他保育施設

■ 事業所内保育所

施設名	所在地	定 員	利用児童数
滝川市立病院内保育所 ゆめみな	大町 1 丁目 1 番 17 号	10	7
若葉台病院 ひよこ保育所	江部乙町 1452 番地 1	30	5
滝川中央病院 ひまわり保育所	朝日町東 2 丁目 1 番 5 号	10	6
佐藤病院 わんぱく保育園	泉町 1 3 5 番地 15	—	9
乳幼児保育クラブ ぞうさん	明神町 3 丁目 1ー2 0	—	7
翔陽会保育所 たいよう	西町 1 丁目 2 番 5 号	18	5

■ 認可外保育所

施設名	所在地	定員	利用児童数
ちびっこハウス	本町2丁目5番30号	20	14
なかよしハウス	西町2丁目2番74号	—	18

空知総合振興局調査(H25.11.26付)
「認可外保育施設の利用状況に関する調査」
※利用児童数はH25.10/7～10/13実績(延べ人数)

(4) 幼稚園・保育所を通じた支援サービス

支援サービス名	実 施 状 況
幼稚園預かり(延長保育)	滝川幼稚園、白樺幼稚園
保育所延長保育	中央、二の坂、花月、一の坂保育所で実施
保育所一時預かり保育	花月、一の坂保育所で実施
休日保育(1月4, 5日)	市内認可保育所入所児童を対象に中央保育所で実施
障がい児保育	中央、二の坂、花月、一の坂、江部乙保育所で実施
病後児保育	市内認可保育所入所児童を対象に中央保育所で実施

4. 地域子ども・子育て支援事業の状況（滝川市次世代育成支援行動計画より抜粋）

		前期計画目標値 平成21年度	現状 平成21年度	後期計画目標値 平成26年度
平日 昼間	通常保育	6 か所 579 人	6 か所 480 人	6 か所 460 人
	特定保育事業			1 か所
夜間 帯	延長保育(～19:00)	3 か所 101 人	2 か所 人	3 か所 80 人
	夜間保育	検討	0 か所	検討
	トワイライトステイ	検討	0 か所	0 か所 0 人
休日保育		検討	0 か所	検討
病児・病後児保育		検討	0 か所	1 か所 100 日
放課後児童健全育成事業		10 か所 258 人	6 か所 240 人	6 か所 230 人
一時預かり事業		拡充	2 か所	2 か所 290 日
地域子育て支援拠点事業		3 か所	3 か所	3 か所
	うち、ひろば型	1 か所	1 か所	1 か所
	うち、センター型	2 か所	2 か所	2 か所
	うち、児童館型	0 か所	0 か所	1 か所
ファミリーサポートセンター		1 か所	1 か所	1 か所
ショートステイ事業		検討	0 か所	0 か所

特 定 保 育 事 業： 恒常的な保育所入所までは至らないが、週に一定日数の保育サービスの提供が必要な場合利用することができる。

トワイライトステイ： 保護者が就労等により帰宅が夜間になる場合、一時的に養育すること。

ショートステイ事業： 保護者が、急な病気や出産、出張などで、一時的にお子さんを養育することが困難になった場合に、児童養護施設で一時的に養育すること。

◆ ニーズ調査の実施概要と調査票素案 ◆

1 調査の目的

- ・新たな子ども・子育て支援の制度のもとで、市町村は、教育・保育・子育て支援の充実を図るため、5年間を一期とする「子ども・子育て支援事業計画」を作成し、計画的に給付・事業を実施することとされている。
- ・本ニーズ調査は、「子ども・子育て支援事業計画」で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出するため、市民の教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握するために実施する。
- ・滝川市における子育て環境や子育てに関する意識などを把握し、今後の取り組みの検討に資する基礎資料を得ることを目的に実施する。

2 調査の対象・方法

(1) 調査の対象

- ① 滝川市内の就学前児童 1,000人
- ② 滝川市内の小学生 1,000人

(2) 抽出方法(就学前児童・小学生)

「住民基本台帳」より年齢配分・地区区分(小学校区)を勘案した無作為抽出

(5) 調査の方法

郵送による配布・回収、宛名は児童の名前とし、回答者はその保護者とする。

(6) 実施時期

- ・平成25年12月に発送
- ・平成26年1月で締切
- ・平成26年3月までに集計

3 調査の項目・内容(調査要素案)・・・別紙

- ① 子育て支援に関するニーズ調査(就学前児童用)
- ② 子育て支援に関するニーズ調査(小学生用)

4 調査票の修正について・・・12月16日(月)までに下記へ

滝川市保健福祉部子育て応援課

TEL 0125-28-8025/FAX 0125-24-1997

E-mail : maeda_masatoshi@city.takikawa.lg.jp